

2. 規制改革実施計画（令和3年6月18日） を踏まえた取組

(12) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革のあり方

18 電波の有効利用

(a,c : 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、b,d,e : 令和3年度措置)

規制改革の内容	対応状況（R4.3.31現在）
<p>a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の実証試験を踏まえ、早期に実現する。</p>	<p>検討中 公共安全LTEの実現に向け、関係府省庁・機関と連携し、安定性等向上のための技術検証を行いつつ、先行的に基本的機能を実現。</p>
<p>b 総務省は、異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムを実用化する。</p>	<p>実施済 電波有効利用促進センター（ダイナミック周波数共用に係る業務を実施する電波法に基づく指定機関）、システム利用予定者などの関係者及び有識者で構成する検討会を設置し運用訓練等を実施の上、令和4年（2022年）3月に2.3GHz帯（携帯電話と放送番組中継用回線（FPU）との共用）に係るダイナミック周波数共用管理システムを構築し、実用化を図った。</p>
<p>c 総務省は、十分に有効利用されていない帯域について周波数の返上を促進する観点から、電波利用の適正な対価・インセンティブ等をレバレッジとし、実効的な仕組みを構築する。</p>	<p>（法案が成立し、公布された場合） 実施済 既存の携帯電話等事業者の電波の有効利用が不十分な場合等に、その周波数を返上させて、再割当てを可能とするとともに、再割当ての際に、周波数の変更等に要する費用を当該周波数を新たに利用する者が負担することで、早期かつ円滑な周波数移行を可能とする終了促進措置の活用を可能とする制度等を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に閣議決定し、第208回通常国会に提出した。 なお、周波数の再割当ての際にも、認定開設者は周波数の経済的価値を踏まえた金額（特定基地局開設料）を国庫に納付することとする特定基地局開設料制度は、通常の周波数割当てと同様に適用されることとなる。</p>